

○豊後高田市建設工事競争入札参加資格審査規程

平成17年4月19日

告示第49号

改正 平成18年1月18日告示第2号

平成23年12月22日告示第130号

平成27年8月3日告示第82号

平成31年3月28日告示第31号

令和3年11月18日告示第111号

(趣旨)

第1条 この規程は、豊後高田市契約規則(平成17年豊後高田市規則第44号)第22条及び第37条の規定により、豊後高田市が発注する建設工事の競争入札(以下「入札」という。)に参加しようとする者の資格審査及び入札参加者等の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格要件)

第2条 入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。))

第2条第3項に規定する建設業者をいう。)であること。

(2) 法第27条の23の規定による審査を受けていること。

(3) 市税を完納していること。

(資格の停止)

第3条 市長は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号の規定に該当する事実があったと認められる者(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)については、期間を定めて資格を停止することができる。

2 前項の資格の停止については、市長が別に定める。

(審査の申請及び時期)

第4条 資格審査を受けようとする者は、建設工事入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 大分県に本店を有する者

ア 経営事項審査結果通知書の写し

イ 技術職員名簿

ウ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 県外に本店を有する者

ア 経営事項審査結果通知書の写し

イ 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し

ウ 工事経歴書

エ 委任状(委任先がある場合)

オ 技術職員名簿

カ 営業所一覧表

キ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請書の提出時期は、平成24年を初年とする隔年の2月1日から同月末日までとする。

3 前項の規定にかかわらず、新たに資格審査を受けようとする場合は、4月1日から11月30日までの期間においても申請書を提出することができる。

(資格審査)

第5条 資格審査は、前条の規定により申請書を提出した者(以下「申請者」という。)について、次に掲げる審査項目により行い、資格の有無を認定する。

(1) 法第27条の23第1項の経営事項審査の項目及びこれらについての結果

- (2) 工事経歴
  - (3) 工事成績
  - (4) 法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は第15条第2号イ若しくはハに該当する職員の数
  - (5) 信用度
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (有資格者の等級の格付)

第6条 市長は、前条の資格審査の結果に基づき、資格を有すると認定した者(以下「有資格者」という。)のうち、土木工事及び建築工事にあつてはA、B、C及びDの4等級に、電気工事、管工事及び舗装工事にあつてはA、B及びCの3等級に格付けするものとする。

(資格及び等級の有効期間)

第7条 資格及び等級の有効期間は、資格の認定又は等級の格付決定のあった日の翌日から翌年度の末日までとする(第4条第3項の申請に係る資格及び等級の有効期間は、同条第2項に係る資格及び等級の有効期間の残存期間とする。)。ただし、引き続き次年度分の申請書を提出した者については、その申請に係る資格の認定又は等級の格付決定のあった日までとする。

(審査結果の通知)

第8条 市長は、第5条又は第6条の規定により資格の認定又は等級の格付を行ったときは、その結果を申請者又は有資格者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた申請者又は有資格者は、審査結果について異議があるときは、30日以内に市長に申請し、資格の再審査を請求することができる。

(申請期間経過後の申請の取扱い)

第9条 市長は、提出期限後に提出された申請書は受理しないものとする

る。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。  
(等級の変更及び資格の取消し)

第10条 市長は、格付けした等級を調整する必要があると認める場合は、これを変更することができる。

2 市長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、資格を停止し、又は取り消すことができる。

(1) 申請書に虚偽の事項を記載したとき。

(2) 有資格者の認定又は等級の格付を受けた後に経営状況が著しく悪化したとき、又は契約の履行が不良のとき。

3 市長は、前2項の規定により格付の変更又は資格の取消しを行った場合は、その旨を通知するものとする。

(入札参加者の選定)

第11条 第6条の規定により格付けされた各等級に対する工事の発注基準は、次表のとおりとし、市長は、第3条の規定により資格を停止されている者を除き、その表の区分に従って入札参加者の選定を行うものとする。

工事 級	土木工事	建築工事	電気工事及び管 工事	舗装工事
A	設計金額3,000 万円以上	設計金額5,250 万円以上	設計金額100万 円以上	設計金額100万 円以上
B	設計金額1,500 万円以上3,000 万円未満	設計金額2,250 万円以上5,250 万円未満	設計金額100万 円以上750万円 未満	設計金額100万 円以上300万円 未満
C	設計金額600万 円以上1,500万 円未満	設計金額750万 円以上2,250万 円未満	設計金額350万 円未満	設計金額100万 円未満
D	設計金額600万	設計金額750万		



(入札参加者の選定の特例)

第12条 市長は、入札において必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、その金額に対応する等級の直近上位又は直近下位にある者を入札に参加させることができる。ただし、土木工事のB級にあつては7,000万円、建築工事のB級にあつては1億円、電気工事及び管工事のB級にあつては2,000万円、舗装工事のB級にあつては800万円をそれぞれ超えることができないものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する工事については、当該等級の格付けにかかわらず、その金額に対応する等級より上位の等級にある者を入札に参加させることができる。

- (1) 災害復旧等で緊急又は短期間に完成する必要がある工事
- (2) 特定の機械を必要とする工事
- (3) 特別な技術を必要とする工事
- (4) 事業計画により、当該年度以降に大規模工事を発注することが予想される工事
- (5) 大規模工事に密接な関連のある小規模工事

3 市長は、特に必要があると認めた場合に限り、当該工事に係る等級の格付又は資格の認定を受けない者であっても当該工事の入札に参加する資格を与えることができる。

(一般競争入札に付する場合の規定の準用)

第13条 第11条の規定は、一般競争入札における入札参加者の選定について準用する。この場合において「入札参加者」とあるのは「一般競争入札の参加者」と読み替えるものとする。

(随意契約の方法による場合の規定の準用)

第14条 第11条及び第12条の規定は、随意契約の方法による場合の請負者の選定について準用する。この場合において第11条中「入札参加者」

とあるのは「請負者」と、第12条第1項及び第2項中「を入札に参加させる」とあるのは「と随意契約を締結する」と、同条第3項中「の入札に参加」とあるのは「を受注」とそれぞれ読み替えるものとする。  
(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に提出されている申請書及び添付書類については、この告示の相当規定により提出されたものとみなす。

(資格の認定等に関する暫定措置)

3 第5条及び第6条の規定による資格の認定及び等級の格付は、当分の間大分県の認定した資格及び格付けした等級によるものとする。

4 前項の措置をとった場合は、第4条各号に規定する書類は、市長が別に定める書類を除き、これを省略することができる。

(審査結果の通知に関する暫定措置)

5 附則第3項の規定により資格の認定及び等級の格付が大分県の認定した資格及び格付けした等級によることとされている間は、第8条第1項に規定する審査結果の通知は行わないものとする。

#### 附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成18年1月18日告示第2号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成23年12月22日告示第130号)

この告示は、平成24年2月1日から施行する。

附 則(平成27年8月3日告示第82号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成31年3月28日告示第31号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年11月18日告示第111号)

この告示は、公示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

